明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○放送法施行規則の一部を改正する省令（総務五二）　一
〔告　示〕
○放送法第百五十条の三第一項各号の有料放送の役務を指定する件（総務一九三）　六
○首都圏整備法の規定に基づく首都圏整備計画を変更した件　六
○近畿圏整備法の規定に基づく近畿圏整備計画を変更した件（同七一二）　八
○中部圏開発整備法の規定に基づく中部圏開発整備計画を変更した件（同七一三）　三
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　四五
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、地方公務員共済組合連合会役員の就任、企業年金基金設立関係　六八
地方公共団体
行旅死亡人関係　六八
会社その他
会社決算公告　六八

省令

○総務省令第五十二号

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行に伴い、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十六日

総務大臣　山本　早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　有料放送事業者（第百七十二条―第百七十五条）」を「第一節　通則（第百七十一条の二）」に、「第二節　有料放送管理業務（第百七十六条―第百八十二条）」を「第二節　有料放送事業者（第百七十二条―第百七十五条の五）」に改める。

第二条第十号を次のように改める。

十　削除

第百七十八条中「（同項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）」を削る。

第百八十二条第一項中「関し、」の下に「有料放送管理事業者が媒介等業務の委託をする場合における第百七十五条の五第三項に規定する同等の措置及び」を加え、同項第一号中「国内受信者（受信しようとする者を含む。次号において同じ。）」を「国内受信者等」に、「有料放送の役務の提供に係る契約」を「有料放送役務提供契約」に改め、同項第二号中「国内受信者」を「国内受信者等」に改める。

第六章中第二節を第三節とする。

第百七十四条中「有料放送の国内受信者が有料放送の役務の提供を受けようとする都度、当該有料放送の提供に関する契約を締結することとなる」を「都度契約に係る」に、「知れたる有料放送の」を「知れたる」に改め、同条第五号中「通じて有料放送の」を「通じて」に、「であつて有料放送の」を「であつて、当該」に改め、「閲覧に供せられた」を削る。

第百七十五条を次のように改める。

（提供条件の説明）

第百七十五条　提供条件概要説明は、有料放送役務提供契約の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能に係るものを除く。）について行わなければならない。

一　有料放送事業者に係る次に掲げる事項

イ　氏名又は名称

ロ　苦情及び問合せの連絡先等

二　媒介等業務受託者が有料放送役務提供契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者に係る前号イ及びロ（有料放送事業者が当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあつては、同号ロを除く。）に掲げる事項

三　提供される有料放送の役務の内容（次に掲げる事項を含む。）

イ　名称

ロ　提供を受けることができる場所

ハ　災害放送に係る制限がある場合には、その内容

ニ　対象とする受信者層を限定するための制限がある場合には、その内容

ホ　ハ及びニに掲げるもののほか、有料放送の役務の利用に関する制限がある場合には、その内